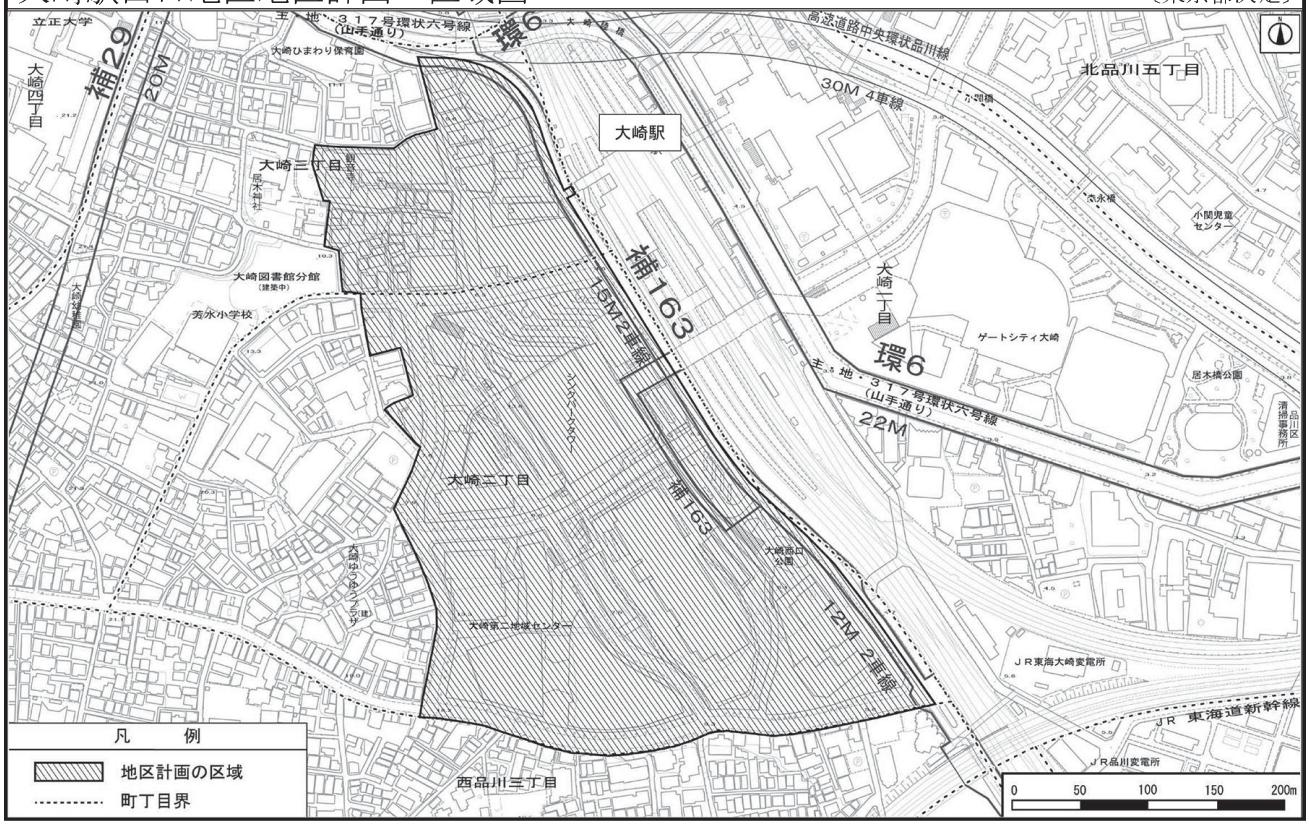
別図

東京都市計画地区計画
大崎駅西口地区地区計画　区域図

〔東京都決定〕




この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（８都市基交第６９３号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
（承認番号）８都市基街都第 139 号、令和８年７月 29 日

再開発等促進区を定める地区計画の原案について

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。）第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の決定の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。

令和八年十月一日

東京都知事　小　池　百合子

一　名称　王子駅前地区地区計画

二　位置　決定する区域　北区王子一丁目及び堀船一丁目各地内

三　区域　別図のとおり

四　縦覧場所　東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び北区役所

五　縦覧期間　公告の日の翌日から起算して二週間

六　意見書の提出先　新宿区西新宿二丁目八番一号　東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課